

## 感染症対策の在り方の見直しを求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく「緊急事態宣言」が2度にわたり発出された。政府による感染状況の分析にあるとおり、大都市における感染を抑制しなければ、地方での感染を抑えることも困難である。

横浜市は375万人余りが居住し、県内における新型コロナウイルス感染症の陽性者の4割以上が集中している状況にある。また、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割を担っている。我が国における感染症対策において、指定都市が柔軟かつ機動的に対策を実施できるようにすることが、極めて重要であることは論をまたない。

しかし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）には設けられている指定都市の権限に関する特例が、特措法には設けられていないことから、指定都市の事務・権限は極めて限定的となっている。

新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、感染症法及び特措法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市の意見も踏まえ、引き続き検証を行うなど、感染症対策の在り方の見直しが急務である。

よって、国におかれては、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築するため、法改正や財源移譲を含む必要な措置を講ずるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

宛て

横浜市会議長

横山正人